

ガーデンタウンなかの道 第2期（4-12街区）緑化協定書

（目的）

第1条 この協定は、千葉東南部土地区画整理事業地内4-12街区に植栽されている樹木等を維持・保全するとともに、将来にわたって緑化を推進することにより、この街区の住環境を緑豊かで潤いのある快適なものとすることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定は、ガーデンタウンなかの道 第2期（4-12街区）緑化協定（以下「協定」という。）という。

（協定の締結）

第3条 この協定は都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」という。）第20条の規定に基づき締結する。

（協定区域）

第4条 協定の対象とする区域は、別添協定区域図に表示する千葉東南部土地区画整理事業地内の4-12街区の道路部分（歩行者専用道路を含む）、ゴミ置場、電柱敷を除く土地の全域とする。

（協定の効力）

第5条 この協定は、法律による認可を千葉市長から受けた日から起算して3年内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法律第14条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなった時から効力が発生することとなり、この時以後において新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものである。

（緑化に関する事項）

第6条 第1条の目的を達成するため、土地所有者等は、その所有し、または地上権もしくは賃借権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化の推進に努めるものとする。

2 植栽する樹木は、街区内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣の環境保全に役立つ

ことが必要であり、それに適する樹木を次のものを参考に植栽するものとする。

(1) 花や葉を楽しめる木

ハナミズキ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、ツツジ、サツキ、ジンチョウゲ、アジサイ、クチナシ、ヤマブキ、アベリア等

(2) 実のなる木

ナツメ、ザクロ等

(3) 鳥が集まる木

モッコク、ナンテン、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキ等

(4) 景観を良くする木

マツ、モチノキ、スズカケノキ、シイ、カシ、カツラ、クスノキ等

(植栽樹木の保護及び管理)

第7条 協定締結者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護しなければならない。

2 協定締結者は、その所有地等に植栽した樹木の病害虫防除、施肥、剪定等、樹木の保護及び育成に努めなければならない。

3 植栽した樹木が増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、移植するものとし、枯損した場合には補植を行い、常に入居時の緑量を確保するものとする。

4 4-12街区1画地から18画地において6m道路に接して設けられた植栽帯（奥行き1m）には、ベルト状に草花もしくは樹木を植栽するものとし、6m道路の境界側には生垣・フェンス等を設けてはならない。

5 4-12街区19画地から37画地において6m道路の境界より内側1mの部分は植栽帯とし、この範囲には、ベルト状に草花もしくは樹木を植栽するものとし、6m道路の境界側には生垣・フェンス等を設けてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定締結者の過半数が廃止についての申出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第9条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法律による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等の過半数の合意により、法律による認可を受けるものとする。

(協定の承継)

第10条 この協定は新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対してこの協定内容を明らかにしたうえでこの協定書の写を譲渡し、この協定を承継しなければならない。

(協定推進委員会の設置)

第11条 この協定を推進するために、ガーデンタウンなかの道 第2期 緑化協定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、協定締結者によって組織する。

3 委員会の組織、業務、運営の方法については、委員会規約において別に定める。

(違反者等に対する措置)

第12条 第7条に定める事項を積極的に履行しない者、またはこの協定に違反した者に対し、委員会は協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求できるものとする。違反者等がこの要求に応じない場合、委員会は協定の目的とする範囲内で公平な措置を取るものとする。

(協定の締結及び同意書・協定書の保管)

第13条 協定締結者は、この協定締結の証として同意書に署名捺印をし、委員会がこれを保管するものとし、協定締結者はその控を保有するものとする。また、この協定書は委員会が保管し、協定締結者はその写を保有するものとする。

(以下余白)

ガーデンタウンなかの道 第2期（4-12街区）

緑化協定推進委員会規約

（目的）

第1条 この規約は、ガーデンタウンなかの道 第2期（4-12街区） 緑化協定
第11条第1項の規定に基づき定めるものとする。

（業務）

第2条 ガーデンタウンなかの道 第2期（4-12街区） 緑化協定推進委員会（以下「委員会」という。）は、次の業務を行う。

- (1) 協定の啓蒙及び促進
- (2) 協定書及び同意書の保管
- (3) 協定違反行為の調査及び注意勧告
- (4) その他協定運営に関する事項

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

（役員の選出）

第4条 役員は委員会において互選するものとする。

（役員の職務）

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（協力委員）

第6条 必要があるときは、委員会に学識経験のある協力委員を置くことができる。

2 協力委員は、委員の推薦によって委員長が任命する。

3 協力委員は、委員会に出席し、助言をし、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の役員が任期満了前に役員の任期を離れたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(委員会の議決)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者全員の一致によるものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、委員長宅に置く。

(以下余白)